

# 委員提出書面意見

榊本  
淺岡  
飯田  
大塚  
大聖  
永里  
林  
平尾  
福川

晃章  
美惠  
哲也  
直  
泰弘  
善彦  
貞行  
隆  
伸次

委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員

2004年8月2日

中央環境審議会  
地球環境部会長  
浅野直人 殿

日本経団連  
地球環境部会長  
梶本晃章

第22回地球環境部会で示されました「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ（素案）」のうち、7月29日の会合で申し述べさせて頂きました意見に加えまして、下記の点について修正をお願いします。残念ながら万が一修正頂けない場合は、意見を併記頂きますようお願い申し上げます。

#### 4. 個別ガス別の対策・施策の強化

##### (1) エネルギー起源二酸化炭素対策

##### 1) エネルギー供給サイドの対策・施策の強化

###### p51 第1パラグラフ

「大綱では、この原単位の水準を実現することを前提としている」とされていますが、この数値は長期エネルギー需給見通し(平成13年7月)で示されたケースの一つで、一定の前提の下で推計されたものであり、ある程度の幅をもって理解すべきと、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 総合部会/需給部会の報告書「今後のエネルギー政策について(平成13年7月)」に明記されているものです。さらに電気事業としては、この数値に何のコミットもしておらず、これらの事実を明記すべきです。

また、電気事業の自主行動計画目標について「2010年度における二酸化炭素排出量の1990年比20%削減」とされていますが、正しくは絶対量ではなく原単位について20%削減を謳っているわけで、自主行動計画の本文を引用し、「2010年度における二酸化炭素排出原単位を1990年度実績から20%程度削減(0.34kg-CO<sub>2</sub>/kWh)にまで低減するよう努める」と修正されたい。

###### P51 第2パラグラフ

電気事業の自主行動計画における目標達成方策は、今年度の総合エネルギー調査会需給部会の中間取りまとめ(2004年6月)でも明示されています。ここでは、現行対策ケースで2010年度の電力CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比▲15%程度削減と見通しを試算し、目標▲20までの不足分について、以下の対策の組合せにより排出原単位を改善することを明らかにしています。電気事業としてコミットしているのは、これらの対策であり、その旨明記していただきたい。

<目標達成に向けた追加的施策(総合エネルギー調査会需給部会中間取りまとめ)>

- ・原子力利用率向上により排出原単位を2~3%程度改善
- ・火力発電所の効率向上と運用調整により同1%程度改善
- ・京都メカニズムにより同1%程度改善

###### p51

一つ目の\*については、天然ガス火力の設備利用率を石炭火力並に向上させることは、以下の理由から非現実的であり、削除を求めます。

わが国の発電電力構成に占める天然ガスの比率は、2002年度実績26.6%と既に諸外国と比べても極めて高い割合に達しています。ちなみに、石炭の全体の中での比率は、22.2%と、決して大きなものではありません。石炭と比較して調達が硬直的かつ高コストな天然ガスにさらに大幅に依存することは、電源ベ

ストミックスによる電力安定供給の確保、経済性等の観点から極めて問題があります。また、現状において石炭火力の負荷調整能力は、ガス火力に及ばず、石炭火力を負荷調整運用、ガス火力をベース運用と想定することは全く合理的ではありません。また、京都メカニズムなど他の対策と比較しても費用的に高くつく対策であり、現大綱の基本的な考え方である「環境と経済の両立」という考えに照らしても合理的ではありません。

さらに「燃料費用の上昇分を社会的に公正な方法で負担する」ことは、現状では全く具体策の無い想定であり、記載することは不相当と考えます。

二つ目および三つ目の＊、火力発電所の効率向上および原子力発電の出力向上については、記載の対策が非現実的であり、具体的な対策について電力関係者とも調整、検討を行い、より現実的な対策を検討して頂くよう要請いたします。調整の余地がないのであれば削除すべきです。

なお、今回、以上の点について、既に何回かの指摘をいたしました。一向に聞き届けられず、これを所与としてあたかも確実性があるかのように目標設定されていることは極めて遺憾であります。これをベースとして CO2 排出量を推計することに反対します。

[参考]

火力発電所や原子力発電所の効率改善については、電気事業として最大の経営課題の一つであり、既に対策可能なものは殆ど実施しています。例えば p51 の「高温空気燃焼バーナー」は、高いボイラ効率の発電用ボイラでは、効率向上効果が殆ど期待できません。むしろ産業用小型ボイラに適した技術です。また「低圧タービンの一体ローター化」は、1990 年代以降、新設の原子力発電所で標準的に採用されている技術であり、追加対策の余地は極めて小さいといわざるを得ません。ちなみにローター交換だけでは効率の向上は期待できません。

## 2) 産業部門の対策・施策の強化

p52

事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が必要とされていますが、主要な事業所については、既に、経済産業省所管の省エネルギー法に基づき、エネルギー使用量の報告がなされています。温暖化ガスの太宗を占める CO2 は、このエネルギー消費量から算出できるものですから、企業に二重の報告を求めることなく、両省の壁を越えて協力し合い、省エネルギー法による報告を活用することを求めます。

また、企業は環境報告書等で自主的に排出量の算定、公表を行いつつあります。企業の活動には様々な背景があり、それを考慮せずに一律に数字のみを政府が公表し、比較することが温暖化対策への取り組み促進のインセンティブとなり得ると思えません。数字だけを見た人達が、その背景までを理解することは不可能であり、公表を義務付ける理由が分かりません。予想されることは、

排出量の大小だけが取り上げられることとなり、結果して、「経済との両立」という点で、問題が生じないとも限りません。各企業はそれぞれの背景や特徴を活かして効果的な排出削減に取り組んでおり、報告書等でも、社会の理解を得るべく工夫して情報発信に努めています。政府におかれては、この傾向を奨励されることが本来であり、排出量の報告・公表の義務付けについては削除を求めます。

p53

産業部門の2010年の排出予測については、▲12.4%との数字が示されています。この点については、後述しますが、試算根拠が依然明確でなく、また、総合資源エネルギー調査会で示された推計値との整合化をはじめ政府内の調整もないまま、公表されたことは、暫定値との注記があるとはいえ、地球環境部会として承認した数値として誤解される惧れがあり、大変遺憾に存じます。仮に、中間とりまとめであっても、数値については、重要視すべきであり、不確かな数字が載ることは許されることではありません。HFC等と同様に「精査中」とするか、次回会合までに関係各省との調整や関係業界への事実確認など精査を行い、調整した数値を提示するよう求めます。

p53

自主行動計画は、現大綱において一つのまとまりとして位置付けられており、目標達成を期待されています。その目標達成に向けて、参加各業種は互いに協力、切磋琢磨しながら排出削減に取り組んでおります。政府がこれを分解して大綱に位置付けることは、自主行動計画を否定し、計画自体を壊し、1997年来の民間の努力を否定することにつながりかねず、削減ポテンシャルの具体化や対策の確実性を高めることにつながるとはいえませんが、また、個々の企業の努力は、既に、各企業がその公表に努めているところであります。各業種の目標の記載については、自主行動計画に表明されています。「個々の企業や業界の努力が見えにくい」との見解は、「環境省に報告がない」あるいは、「一覧になっていない」という意味かと考えられ、各業界や企業からヒアリングや、アンケートによる調査をされることにより、十分に理解できるところであります。したがって、「見えにくい」との理由で、業種別目標についてここで大綱に記載することには反対であります。パラグラフ全体の削除を求めます。

なお、これまでも、第二次大戦直後を除けば、政府の方針に、民間業種の生産計画にも通ずるエネルギー消費量や素原材料使用量にかかわる要素の目標値が記載されたことは、ないと思慮いたします。

#### 4) 業務部門の対策・施策の強化

p56

建築物省エネ性能のデータが把握されておらず、把握・収集が必要との指摘はそのとおりと考えます。しかし、現大綱策定以降の2年間、政府においてどのようなデータ収集努力が行われてきたのか説明が必要と考えます。そうした分析がないまま、新たに規制的措置(新築建築物における省エネ性能の確保の義務化)を提案するのは、安易に過ぎるといわざるを得ません。十分なデータや実態の把握・分析を踏まえ慎重に検討を行われるよう再考を求めます。

なお、建築業界やこれに関わる企業には、最近の省エネルギービルや住宅に関する新たな技術開発を含め、相当な知見が蓄積されている実態にかんがみ、これら業界とよく意見交換をされることを求めます。

P58

昨今、空調用ヒートポンプ技術の改善は、著しいものがあり、空調設備は、日々、高効率へと効率の向上が図られております。したがって、これを普及させることは業務部門の有効な対策になることから、高効率給湯器に限定せず、「高効率給湯器等の普及拡大」として、ヒートポンプ技術を活用した高効率空調設備についても、同じく普及拡大の必要性を盛り込むべきと考えます。

#### 5) 家庭部門の対策・施策の強化

p59

家庭部門の対策・施策の強化については、p19で「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」は「広範なライフスタイルやワークスタイルの変革を通じて、他の様々な温暖化対策の効果を発現させるための原動力であり、国民運動の基盤として不可欠な、政府にとって重要な対策である」とされています。一方、挙げられている項目はメーカーやエネルギー供給事業者の取り組みばかりであり、政府の責任において、行うべき事項の記述が薄過ぎると思われれます。現大綱に盛り込まれた最大1.8%の削減を実現するため、環境省を中心に関係府省共同して、政府の責任において、国民に呼びかける内容や提供する情報を充実されることを求めます。

P60

電力会社等のエネルギー供給事業者について、エネルギー供給サービスの一環として消費者に省エネサービスを提供可能としていますが、HEMSのような需要家側のエネルギー管理は、エネルギー供給事業者のみならず、工務店、住宅メーカー、家電メーカーなど多様な事業者がビジネスとして取り組みつつあります。エネルギー供給事業者に、こうしたサービスの提供を義務付けることは、むしろ一律の制度化などにより自主的な取り組みや創意工夫に水を差すことになり、百害あって一利なしであります。本項の削除を求めます。

P61

家電製品等の効率改善については、既に、家庭の消費エネルギーの約 7 割を占める冷蔵庫、エアコンなどがトップランナー基準対象機器となっており、薄型テレビや DVD、ジャー炊飯器や電子レンジ等の機器も対象化が検討されています。残された機器は消費電力が極小の機器ばかりであり、費用対効果や製造を含むライフサイクルでのエネルギー消費を考えると、対象拡大の有効性は乏しいといわざるを得ません。

既にメーカー側の取り組みによって、画期的な省エネ機器が販売されています。まず、必要なことは、それら省エネ機器の一層の開発や普及促進を図るための具体策を示すことであり、規制強化ではないと考え、反対します。なお、トップランナー規制の効果の検証については、経済産業省と共同で行うべきと考えます。

また、目標年の設定については、当該機器の省エネ技術導入可能性をコストも考慮しつつ総合的に判断して決定すべきであり、また目標年度の短期化だけで普及が進むものでもなく、一律の短期化は非現実的です。

待機時消費電力の着実な削減については、既に主要な家電製品について、電機電子業界の自主的取り組みによって進められています。総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会中間とりまとめによると、現実的技術限界レベルまでの低減が行われた結果、現大綱の目標である原油換算約 40 万 kl(約 110 万 t-CO<sub>2</sub>)削減を達成する見込みです。トップランナー規制と同様、現状を無視した非現実的な規制強化には賛成できません。また、効果の検証については、関係業界や担当府省とよく意見交換をされることを希望します。現実的には、最も必要なのは、低待機時消費電力機器の実効ある普及促進策と考えます。

P62

住宅等への電圧調整システムの導入は、CO<sub>2</sub>削減効果が極めて限定的であり、またコスト効果的にも問題が多いと考えられます。また、これまでに販売されているいわゆる節電器については、国民生活センターなどによれば、パンフレット等に謳われた節電効果、電気料金の削減額やリース料などの支払いをめぐって消費者とのトラブルが多数生じていることも報告されています。まず、専門家による経済性・有効性を十分に検証し、その上で、従来トラブルが生じた節電器との差異について明確に把握することこそが先決であり、それがなされていない段階で、リアリティを求める政府の追加対策として推進するには不相当と考えます。従って本対策は削除すべきです。

なお、寡聞にして、このような機器を各戸に、電圧不安定や電圧低下調整用以外の目的で、設置している国は、まず、見当たらないと存じます。

#### P67(6) 京都メカニズムに関する対策・施策の強化

京都メカニズムの活用は、地球規模で CO2 排出を減らす上で、費用対効果に優れた対策です。1.6%に限定せず、さらに積極的に活用することが、国民の税金などの投入資金の有効活用の観点から必要と考えます。活用を1.6%に限定すべき理由はなく、さらに柔軟な活用の可能性がある表現とすべきです。

#### P68

また、京都メカニズムのさらなる利用拡大を期待するのであれば、国内排出量取引制度とリンクではなく、会計の整備・税制上の優遇措置などインセンティブ付与型の施策を検討すべきと考えます。従って、クレジット活用の施策として「対象施設指定型国内排出量取引制度」「自主参加型国内排出量取引制度」は不要であり削除すべきです。

#### 6. 追加対策・施策による削減効果

##### p72 (6. 追加対策・施策による削減効果)

表4に示された、2010年度の産業部門のCO2排出量の推計値は試算の根拠が明確でなく、総合エネルギー調査会需給部会で示された推計値との整合化をはじめ、正式に対外公表される前に精査されるよう強く希望いたします。

以上